

農業組織に見る世紀転換期ハプスブルク君主国の国家と社会 —1893年の職能協同組合設立法案の検討—

桐 生 裕 子

State and Agricultural Organizations in the Habsburg Monarchy at the Turn of the 19th and 20th Centuries:
A Study of the 1893 Bill to Establish Farmers' Cooperatives

KIRYU Yuko

要　旨

ハプスブルク君主国（シスライタニア）では、19世紀末に至るまで任意加入の結社が農業組織の中心を成していた。しかし、農業不況の影響が顕著になり、収益の減少や増大する抵当負債に苦しむ農民が増えるなかで、1893年にはターフェ内閣によって、全ての営農家に加入義務を課す「営農家の職能協同組合（*Berufsgenossenschaft der Landwirte*）」の設立法案が提出された。

この時代のヨーロッパでは、大不況、自由貿易体制崩壊の影響のもとで、国家構造と社会組織の関係の再編が広く進展しつつあったと指摘されている。加入義務制の「営農家の職能協同組合」設立法案の提出は、シスライタニアにおいても、国家と農業住民との間に新たな組織的関係を打ち立てる必要性が認識されつつあったことを示唆する。本稿では、1893年の「営農家の職能協同組合」設立法案について検討し、同法案がいかに農業住民を組織し、新たな組織を通じて彼らと国家の間にどのような関係を構築しようとしたか、明らかにすることを試みる。

キーワード：近代史、中央ヨーロッパ、ハプスブルク君主国

Summary

Until the end of the 19th century, voluntary agricultural associations were widespread being the most important agricultural organizations, politically as well as administratively, in the “Cisleithania,” which was the western part of the Habsburg monarchy. However, the agricultural depression and increase in the number of debt-ridden farmers, as well as forced auctions of farmlands, led the Taaffe government, which had replaced the German liberal government in 1879, to submit a bill to establish compulsory farmers’ cooperatives (*Berufsgenossenschaft der Landwirte*) in 1893.

The government’s attempt to introduce compulsory organizations indicates that it recognized the inadequacy of the existing voluntary associations, both quantitatively and functionally. Thus, there arose a necessity to construct a new organizational relationship between the state and its agricultural inhabitants at the turn of the 19th and 20th centuries.

The purpose of this paper is to analyze the bill of 1893 as well as clarifying how the government tried to organize the agricultural inhabitants and restructure the relationship between the state and the inhabitants.

Keywords: Modern History, Central Europe, Habsburg Monarchy

はじめに

ハプスブルク君主国の西半部（以下、シスライタニア）では、19世紀末に至るまで任意加入の結社が農業組織の中心を成していた¹⁾。しかし、1893年に全ての営農家（Landwirt）に加入義務を課す職能協同組合（Berufsgenossenschaft）の設立法案が提出される。そして、数回の修正を経て、1902年に加入義務制の「営農家の職能協同組合」設立法が帝国法として制定された²⁾。

同法について、最も詳細な研究を行ったのはチェコのゲルナーとショウシャである³⁾。とはいえ、彼らの主な関心はボヘミアの農業組織の通時的变化に向けられており、営農家の職能協同組合も、ボヘミアの農業組織の制度的発展に位置づけて扱われているに過ぎない。しかし、職能協同組合をめぐる議論は広くシスライタニアで行われ、その設立のために帝国法が制定された。この点を考慮するならば、職能協同組合をボヘミアの農業組織の制度的発展に位置づけて考察するだけでは不十分であり、世紀転換期のシスライタニアにおける社会的・政治的動向との関連を問う必要がある。

営農家の職能協同組合について検討する際には、1893年の法案がターフェ（E. Taaffe）内閣によって提出されたことが見落とされてはならない。ターフェ内閣は、大不況をもたらした自由主義的経済政策に対する批判が高まるなか、1879年にシスライタニアの与党であったドイツ・リバリスト派が選挙で大敗した後に成立した。同内閣の下では、営農家の職能協同組合設立法案の提出に先立ち、1883年には加入義務制の手工業者の職能協同組合が導入され、また労働者会議所（Arbeiterkammer）の設立についても議論が進められていた⁴⁾。従来の研究は、ターフェ期の政策のなかでも労働者保険制度など、特に工業労働者を対象とする社会政策に関心を向けてきた⁵⁾。しかし、ターフェ内閣の下では工業分野に社会政策が導入されたのみならず、農業をはじめ諸分野で、行政や立法と深く関わる新たな組織の創設が進展しつつあったのである。

ハプスブルク君主国とドイツ帝国の政策の共通性はしばしば指摘される。この時代にはドイ

-
- 1) 1867年にハプスブルク君主国は二重君主国へと再編され、その西半部と東半部はそれぞれ憲法、政府、議会を持つことになった。本稿は君主国の西半部、通称シスライタニアを考察対象とする。
 - 2) Gesetz vom 27. April 1902, betreffend die Errichtung von Berufsgenossenschaften der Landwirte, RGBI. Nr. 91 / 1902. 但し、同法を施行するためには領邦法で実施細則を定める必要があった。なお組織の正式な名称は「営農家の職能協同組合」であるが、本稿では煩雑さを避けるため、単に職能協同組合と記す場合もある。特に指示のない場合、職能協同組合とは同組織を指す。
 - 3) J. Görner, "Zemědělská samospráva," *Sborník archivních prací*, no. 9, 1959, pp. 69–105; J. Šouša, "Snahy o povinné veřejnoprávní organizace zemědělců v Čechách v letech 1848–1938," *Vědecké práce Zemědělského muzea*, no. 26, 1986, pp. 155–183.
 - 4) Gesetz vom 15. März, betreffend die Abänderung und Ergänzung der Gewerbeordnung, RGBI. Nr. 39/1883; L. Brügel, *Soziale Gesetzgebung in Österreich von 1848 bis 1918*, Wien, 1919, pp. 156–158.
 - 5) 社会政策を扱った主な研究としては、Ibid.; J. Janák, *Příčiny vzniku předlitavské sociální správy*, Brno, 1970; K. Ebert, *Die Anfänge der modernen Sozialpolitik in Österreich*, Wien, 1975; E. Tálos, *Staatliche Sozialpolitik in Österreich*, Wien, 1981; J. Weidenholzer, *Der sorgende Staat*, Wien, 1985.

ツでも社会保険制度が導入されるとともに、政府とドイツ農業会議、ドイツ商業会議、ドイツ工業中央連盟の協議機関である経済委員会など、諸団体の設立が進んだ。一般にこの過程は、自由貿易体制の崩壊後、国家が介入主義的な性格を強め、経済的利益の組織化、さらに国家と諸団体との組織的連携が進められる過程としてとらえられてきた⁶⁾。但しこの過程は、レームブルッフが指摘するように、国家主導のもとで一方的に進められたわけではないことに、特に留意する必要がある。ドイツを中心に比較政治史研究を進め、ネオコーポラティズムについての国際的論争を牽引したレームブルッフによれば、集合的問題の解決は国家が社会に優位して行うものではなく、相互交渉によって行われる。つまり集合的問題解決のシステムは、一方における政治的・行政的制度と、他方における社会的分化と組織、いわば国家構造と社会組織の連鎖的な相互作用のなかで形成される。そして、国家の制度的能力が挑戦を受け、国家エリートが新たな戦略的選択を迫られる危機の時代に、国家構造と社会組織の関係は大きく再編される。こうしてレームブルッフは、19世紀後半の自由貿易体制崩壊後の時期を、危機の時代のひとつとしてとらえ、当時のヨーロッパでは広く国家構造と社会組織の関係の再編が進展しつつあったと論じるのである⁷⁾。

ターフェ期の諸政策、そしてレームブルッフの議論を参照するならば、この時代のハプスブルク君主国においても、広く国家構造と社会組織の関係の再編が課題となっており、営農家の職能協同組合設立もその一環として議論されたと考えることができる。とりわけ任意加入の結社が中心であった農業領域へ、加入義務制の組織を導入することが検討されたことは、国家と農業住民、あるいは農村社会との関係が大きく変わりつつあったことを示唆する。従って営農家の職能協同組合の設立は、農業領域において国家構造と社会組織の関係をいかに再編しようとしたのかという視点から、国家と社会の相互関係に注目しつつ考察する必要がある⁸⁾。

コーエンは、ハプスブルク君主国の近代史研究において、ネイションやナショナリズムの問題が関心を集め一方で、その背景となる国家と市民社会との関係については十分に分析されてこなかったと指摘している⁹⁾。国家構造と社会組織の関係の再編という視点から、営農家の職能協同組合について検討することは、従来ほとんど研究されてこなかった国家と社会の関係や、当時の国家観や社会観を解明することに寄与するだろう。またハプスブルク君主国研究においては、ナショナリズムによる君主国崩壊決定論が長く影響力を維持してきた¹⁰⁾。営農家の

6) 平島健司、飯田芳弘『新訂ヨーロッパ政治史』放送大学教育振興会、2005年、118-120頁。

7) G. レームブルッフ（平島健司編訳）『ヨーロッパ比較政治発展論』東京大学出版会、2004年、50-54、188頁。

8) 上述した社会政策にかんする研究も、当該期の社会政策を労働運動対策の一環、あるいは第一次世界大戦後に新国家のもとで実現される福祉国家の前史としてとらえており、国家構造と社会組織の関係の再編過程にはほとんど関心を向けていない。トランスライタニアについては、平田が利益媒介システムに注目し、各経済利益がその代表組織を通して、いかに立法や行政との関係を構築したかを検討しており、君主国における国家構造と社会組織の関係の変化を考える上で重要である。平田武「ハンガリーにおける政府党体制と利益媒介システム（一）（二）」『社会科学研究』48巻2号（1996年）1-86頁、49巻5号（1998年）77-180頁。

9) G. B. Cohen, "Nationalist Politics and the Dynamics of State and Civil Society in the Habsburg Monarchy, 1867-1914," *Central European History*, vol. 40, no. 2 (2007), p. 243.

10) Ibid., p. 241; P. M. Judson, *Guardians of the Nation*, Harvard UP, 2007, pp. 5-11. 大津留厚他編『ハプスブルク史研究入門』昭和堂、2013年、195頁。

職能協同組合をめぐる議論の考察を通じて、レームブルッフが「危機の時代」のひとつと位置づける世紀転換期の状況に、君主国がいかに対応しようとし、それがどの程度成果をあげたのか、あるいはあげなかつたのかを明らかにすることは、君主国解体の過程をとらえる新たな視座をもたらすと考えられる。

以上の問題関心から、筆者は世紀転換期のシスライタニアにおける加入義務制の営農家の職能協同組合をめぐる議論を、研究対象として取り上げることにした。しかし、同組合の設立については1893年に第1法案が提出され、その後修正と再提出を繰り返し、最終的に1901年に提出された第6法案を基に帝国法が制定される。この経緯が示すように、同法案をめぐる議論は長期にわたり、さらに議会の内外で展開されたことから、議論全体をひとつの論文で検討することは困難である。

そこで本稿では、今後営農家の職能協同組合をめぐる議論について研究を進めるための予備的考察として、1893年に提出された第1法案を取り上げ、法案が提出された背景、および法案の内容と作成の意図について検討する。第一章では、法案が提出された背景を明らかにするため、19世紀末までのシスライタニアにおける農業組織について考察する。続く第二章、第三章で、法案の内容と法案作成の意図について検討する。

第一章 19世紀末までの農業組織

第一節 シスライタニアにおける農業組織の展開

①農業結社

19世紀初頭から20世紀初頭にかけてのシスライタニアの農業組織について研究したブルックミュラーは、農業組織として農業結社（Verein）、協同組合、政治結社・政党の3種類を挙げている¹¹⁾。この区分を踏まえて、以下、19世紀末に至るまでの農業組織の展開を検討する。

上記の農業組織のなかで最も早く設立が始まり、19世紀末に至るまで中心的役割を果たしたのは、任意加入の農業結社および結社を基盤とした組織である。

ハプスブルク君主国における農業結社の設立は、1760年代に開始される。イニシアチヴをとったのは、マリア・テレジアのもとで農業振興に取り組み始めた国家であり、宮廷商業顧問官（Hofkommerzienrat）であったフルモー（M. von Fremaut）が、イングランドやフランスをモデルに農業推進のための組織の設立を提倡した。これを契機としてケルンテン（1764年）、ゴリツィア（1765年）、シュタイアーマルク（1766年）、クライン（1767年）、下オーストリア（1768年）、ボヘミア（規約承認は1769年、活動開始は1770年）など、諸領邦で農業協会の設立が進められた¹²⁾。

11) E. Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen und gesellschaftliche Modernisierung*, Salzburg, 1977.

12) K. Dinklage, "Gründung und Aufbau der theresianischen Ackerbaugesellschaften," *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 13 (1965), pp. 200–211; I. Cerman, "Agrikulturgesellschaften und die agronomische Aufklärung in den böhmischen Ländern," in: M. Popplow (ed.), *Landschaften agrarisch-ökonomischen Wissens*, Münster, 2010, pp. 297–299. 当時設立された組織は Landwirtschaftsgesellschaft、Ackerbaugesellschaft、ökonomische Gesellschaftなど様々な名称で呼ばれるが、農業振興を目的とする同じ構想に基づく組織ということができる。本稿では、18世紀後半から19世紀前半に設立されたこれらの組織を、一括して農業協会と呼ぶ。また19世紀後半には、さまざまな主体によって、既存の農業協会から独立した農業推進のための結社の設立も進められた。本稿では、これらの結社や農業協会など、農業推進を目的とする結社全般を示す際には農業結社の語を用いる。

農業協会は農業生産の向上を目的とし、その主要な手段とされたのは、新たな農業知識の収集と普及であった。そして、出版活動、品評会の催行、助成金やメダルの授与、農業教育制度や実験制度の整備などを推進するとともに、行政官庁の求めに応じて意見表明も行った¹³⁾。

こうして18世紀後半から農業結社の設立が始まったが、農業協会が政治活動の基盤となることへの危惧から、支部の設立は制約を受けたり、また会員数に上限が設けられたりする場合もあった¹⁴⁾。さらにハプスブルク君主国では1848年革命期まで広く隸農制が存在していたこともあり、19世紀半ばに至るまで農業協会の社会的基盤は比較的狭く、会員は主に貴族、国家官吏(Staatsbeamte)、所領官吏(Herrschafbeamte)、自然科学の知識を持つ専門家、聖職者などから構成された¹⁵⁾。

ハプスブルク君主国の農業結社の発展において重要な転換点となったのは、隸農制が廃止される1848年革命期、さらに新たな結社法が公布される1867年である。

1848年革命期には、自由主義者をはじめとする人々が、隸農制問題の解決を最重要課題のひとつとみなしてその廃止を求め、1848年9月7日には隸農制廃棄にかんする勅令が公布された。但し、彼らはそれによって農村住民にかかわる全ての問題が解決するとは考えておらず、隸農制から解放された農村住民にとっての啓蒙の重要性も強調し、結社をその重要な手段ととらえた¹⁶⁾。他方、国家も隸農制の廃止によって生じた新たな状況の下で、結社を国家と農村住民との接触を助け、また農民の専門的教育を促すものとみなして、農業振興の重要な手段と位置づけた¹⁷⁾。

こうして1848年革命期に、農業結社は農村住民の重要な教育手段とみなされ、彼らを対象とする農業結社の必要性が広く認識されるようになった。しかし、革命鎮圧後、新絶対主義体制が確立されるなかで、結社は出版活動と並んで厳しい制約を受けることになる¹⁸⁾。そして、結社の自由な設立と活動が可能となるのは、与党ドイツ・リベラル派のもとで「12月憲法」が発

13) 農業協会の目的と活動については、M. von Stubenrauch, *Statistische Darstellung des Vereinswesens im Kaiserthume Österreich*, Wien, 1857, pp. 192-209; Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, pp. 42-52, 74-119; M. Wolf, *Organizace a působení vlasteneckohospodářské společnosti*, Praha, 1961; A. Barth, *Agrarpolitik im Vormärz. Die Steirische Landwirtschaftsgesellschaft unter Erzherzog Johann*, Graz, 1980, pp. 72-115.

14) 例えばボヘミアの農業協会は、19世紀前半には支部の設立が認められず、1838年まで規約で会員数の上限が定められていた。Wolf, *Organizace a působení vlasteneckohospodářské společnosti*, p. 24. ウィーンの農業協会も、支部の設立が認められたのは19世紀半ばになってからである。Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, p. 59.

15) Ibid., pp. 54-63. 例えばボヘミアの農業協会は、①名誉会員、②通常会員、③プラハ以外に居住する通信会員、という3種類の会員から構成された。1835年の各会員の構成は、以下のとおりである。名誉会員(25名)-貴族14名、国家官吏7名(うち貴族称号持つ者6名)、所領官吏2名、教授などの専門家2名。通常会員(46名)-専門家14名、国家官吏13名(うち貴族称号を持つ者7名)、所領官吏10名、貴族7名、土地所有者1名、不明1名。通信会員(126名)-所領官吏45名、専門家25名、国家官吏13名、貴族6名、聖職者5名、土地所有者5名、その他23名、不明4名。Schematismus für das Königreich Böhmen auf das Jahr 1835, Prag, pp. 345-354.

16) 桐生裕子『近代ボヘミア農村と市民社会』刀水書房、2012年、第一章、第二章。ドイツ・リベラル派と教育、結社については、P. M. Judson, *Exclusive Revolutionaries*, Ann Arbor, 1996.

17) 1849年3月には、新たに設立された農業・鉱業省の主催で、農業振興の方策について議論するための農業会議が開かれ、農業結社についても討議された。農業会議と国家の農業振興策については、V. Černý, "První ministerstvo zemědělství v Rakousku (1848-1853)," *Sborník Československé akademie zemědělství*, 1929, oddíl A, pp. 119-191; *Verhandlungen des landwirtschaftlichen Congresses gehalten zu Wien im Monate März 1849*, Wien, 1849.

布され、新たな結社法が公布される1867年になってからであった¹⁹⁾。

新たな結社法によって自由な結社活動のための法的な条件が整えられ、また農業結社の社会的基盤を農民層まで拡大することが目指されるなかで、既存の農業結社、農業学校の教員をはじめとする専門家、農民のネイションへの動員を目指す人々、領邦自治機関や地域の名士など、さまざまな主体によって結社活動が推進された。そして、従来の農業協会のように領邦の中心都市を所在地とし、領邦レベルで活動する組織だけではなく、郡や村落自治体などを基盤に活動する組織の設立も進んだ。これらの結社は会員の社会的基盤を拡大し、農業関連産業の振興にも着手するが、農業協会と同様に出版物の普及、品評会や講演会の開催、図書室の設置、農業教育機関の設立など、教育的活動に重点を置いていた²⁰⁾。こうしてシスライタニアの農業結社は19世紀後半に大きく増加し、農業結社の数は1856年には35結社143支部であったが、1890年には2319結社437支部に達した（次頁表1）。統計上把握できた会員数も、1856年には14601人であったが、1890年には延べ235161人に達し、顕著な伸びを示した²¹⁾。

以上のように、ハプスブルク君主国では18世紀後半に、国家のイニシアチヴによって農業結社の設立が開始された。そして、1848年革命期の隸農制廃止、1867年の結社法の公布を重要な契機として、さまざまな主体によって農業結社の設立が推進されるようになり、19世紀後半を通じて農業結社が普及していったのである。

②農業審議会

①で示したように、シスライタニアでは19世紀後半を通じて農業結社が普及したが、1870年代以降、新たな農業組織として農業審議会（Landeskulturrat）の設立が開始される。農業審議会は農業利益の推進、擁護、代表を主要な目的とし、まず1873年にボヘミアで創設された。そして、ティロール（1881年）、イストリア（1884年）、上オーストリアとダルマチア（1886年）がそれに続いた²²⁾。

農業審議会が設立された背景には、大きく二つの要因があったと考えられる。ひとつは、

- 18) 農村民衆の啓蒙の必要性は国家も認識していたことから、農業結社の設立は完全に制限されたわけではなかった。しかし、ボヘミアなどでは、独自のイニシアチヴによる設立は困難となり、国家の支援を受けた農業協会の支部という形でのみ、その設立と存続が認められた。桐生『ボヘミア農村と市民社会』127-128頁。
- 19) Gesetz vom 15. November 1867 über das Vereinsrecht, RGBl. Nr. 134/1867.
- 20) Brückmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, pp. 52-74. 桐生『ボヘミア農村と市民社会』第四章、第五章。
- 21) Stubenrauch, *Statistische Darstellung des Vereinswesens*, pp. 192-209; Das landwirtschaftliche Genossenschaftswesen und die sonstige landwirtschaftliche Interessenvertretung (以下、Beilage 2). Zu 710 und 711 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Abgeordnetenhauses des Reichsrates, XI. Session 1893 (以下、Zu 710 und 711 der Beilagen), pp. 87-91. なお統計の取り方の違いから、統計間の比較は容易ではないが、その点を考慮しても上記の数値からは結社数、会員数の顕著な増加傾向を読み取ることはできよう。
- 22) 各農業審議会の設立、および規約に関する主な法令は以下の通り。ボヘミア Kundmachung des Statthalters vom 2. April 1873, LGBI. Nr. 25, 1873 (以下、LCR Böhmen, 1873); Kundmachung des Statthalters vom 15. Jänner 1880, LGBI. Nr. 3, 1880 (以下、LCR Böhmen, 1880). ティロール Gesetz vom 8. November 1881, LGBI. Nr. 35, 1881 (以下、LCR Tirol, 1881); Gesetz vom 23. September 1884, LGBI. Nr. 30 (以下、LCR Tirol, 1884). イストリア Gesetz vom 8. September 1884, LGBI. Nr. 36, 1884 (以下、LCR Istrien). 上オーストリア Gesetz vom 9. März 1886, LGBI. Nr. 17, 1886 (以下、LCR OÖ). ダルマチア Gesetz vom 2. Mai 1886, LGBI. Nr. 34, 1886 (以下、LCR Dalmatien).

表1 シスライタニアの農業結社数（1856-1890年）

	1856年 ^{※1}	1871年	1875年	1880年	1890年 ^{※2}
下オーストリア	5 (35支部)	16 (57支部)	39 (33支部)	72 (59支部)	247 (50支部)
上オーストリア	2	6 (38支部)	5 (39支部)	6 (39支部)	2 (80支部)
ザルツブルク	1 (19支部)	5 (19支部)	4 (19支部)	3 (17支部)	1 (24支部)
シュタイアーマルク	4 (45支部)	12 (54支部)	20 (60支部)	21 (70支部)	4 (65支部)
ケルンテン	1	4 (38支部)	5 (43支部)	3 (42支部)	1 (44支部)
クライン	1 (21支部)	3 (26支部)	5 (26支部)	5 (26支部)	2 (31支部)
トリエステ、 ゴリツィア・グラディスカ、 イストリア	3	6 (18支部)	8 (21支部)	8 (17支部)	4 (29支部)
ティロール、 フォアアールベルク	3 (1支部)	18 (40支部)	18 (59支部)	14 (63支部)	11 (77支部)
ボヘミア	9 (18支部)	93	132	245	1064
モラヴィア	2 (4支部)	41	49	58	94
シレジア	—	8	10 (1支部)	17 (1支部)	52
ガリツィア	3	8 (26支部)	9 (27支部)	11 (74支部)	469 (35支部)
ブコヴィナ	1	1 (1支部)	1 (1支部)	1	3
ダルマチア	—	19	21	17	13 (2支部)
専門分野に特化した結社	—	—	—	—	352
計	35 (143支部)	240 (317支部)	326 (349支部)	481 (408支部)	2319 (437支部)

Stubenrauch, *Statistische Darstellung des Vereinswesens*, pp. 192-209; *Statistisches Jahrbuch*, 1871 (1872), pp. 452-475; 1875 (1878), VIII, pp. 1-24; 1880 (1881), VIII, pp. 2-24; Beilage 2, pp. 87-91を基に作成。

※1：専門分野に特化した結社も各領邦の結社数に含む。

※2：農業審議会自体は結社ではないが、便宜上結社数に農業審議会を含め、その下部組織である郡協同組合は支部として計算した。また各領邦の結社数に、専門分野に特化した結社は含まれない。

1868年に創設された農務省が、農村住民との間を仲介する機関を強く求めたこと。もうひとつは、経済状況の悪化などを背景に、農業従事者の間で農業利益擁護の要求が強まつたことである²³⁾。

農業審議会の主要な活動とされたのは、①政府と領邦委員会（Landesausschuß）に対する意見表明や動議の提出、②下部組織である郡協同組合（Bezirksgenossenschaft）、および農業や農業関連産業の推進を課題とするその他の結社の活動の支援、③政府や領邦機関による農業振興策への協力、④農業統計の整備、⑤郡協同組合及び②で挙げた結社との専門的交流の促進などであった²⁴⁾。また農業審議会を構成したのは、下部組織である郡協同組合あるいは農業推進を目的とする結社の代表、領邦委員会および総督府の代表、領邦委員会および農務省が任命したメンバーなどである²⁵⁾。

23) Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, p. 253. 農業審議会はまずボヘミアで設立されるが、その経緯についてはJ. Šouša, “Vznik České zemědělské rady,” *Sborník historický*, 1980, pp. 45-89. また農業行政と農務省については、L. Ritter von Herz, “Geschichte der agrarischen Verwaltung 1848 bis 1898,” *Geschichte der österreichischen Land- und Forstwirtschaft und ihrer Industrien 1848-1898* (以下、*GöLFI*), vol. 1, Wien, 1899, pp. 537-578.

24) LCR Böhmen, 1880, §. 2; LCR Tirol 1881, §§. 2, 12; LCR Istrien, §§. 2, 13; LCR OÖ, §§. 2, 12; LCR Dalmatien, §§. 2, 12.

農業審議会も農業協会と同様に、新たな農業知識の普及を推進し、他方農業協会も行政官庁の求めに応じて意見表明を行っていたことから、両組織の活動には共通点が見られる。しかし、上述した主要な活動と構成から、農業審議会は農業利益の代表や、国家と領邦の政策への関与により重点を置いた、農村住民と国家機関を仲介する組織として構想されたといえる。

農業協会と農業審議会のもうひとつの相違点としては、組織方法が挙げられる。既に述べたように、農業協会は領邦の中心都市に所在地を置く領邦レベルで活動する組織として出発し、その後必要に応じて、各地で支部の設立を進めた。これに対し農業審議会は、各郡の既存の農業結社を下部組織としたボヘミアを例外として、設立時に下部組織として各郡に郡協同組合を設置した。つまり、当初からより体系的な組織を構築することを目指したといえる。また農業協会が原則的に直接の支部との結びつきのみを視野に入れていたのに対し、農業審議会は、下部組織である郡協同組合のみならず、領邦内で活動するその他の農業結社と接触した。そして、その他の農業結社も条件を満たせば代表を農業審議会に送ることができた²⁶⁾。つまり農業審議会の特徴として、領邦内の農業結社を包括する組織として機能することを目指した点も挙げられる。

このように農業利益の代表に重点を置く農業審議会は、既存の農業協会とは異なる特徴を持つ新たな公法上の農業組織として設立された。但し、農業審議会の基盤となったのは任意加入の結社であった。ボヘミアの農業審議会は既存の農業結社を下部組織とし、またボヘミア以外の領邦で農業審議会の下部組織として設立された郡協同組合も、法的には任意加入の結社として1867年の結社法の下に置かれた²⁷⁾。従って農業審議会の設立後も引き続き、任意加入の結社がシスライタニアの農業組織の中核を担うことになったのである。そして、農業審議会が結社を基盤として設立され、その支援を主要な課題としたことは、農業結社がシスライタニアにおいて農村運営、および農業政策の基盤とみなされていたことの証左といえる。

③協同組合

シスライタニアでは、1873年に協同組合にかんする法令が制定され、領邦の財政的支援なども受けながら、信用組合を中心に協同組合の設立が進められつつあった（次頁表2）²⁸⁾。

但し表2は協同組合の総数を示したものであり、農業に特化した協同組合の設立はなかなか進まなかったといわれる。1891年に行われた調査の報告によれば、農村住民の間でも信用組合への加入は広まっていたものの、大抵は都市の信用組合に加入しており、農業信用組合の設立は進んでいなかった。さらにこの報告は、共同購入、共同販売、共同生産を目的とする協同組合など、その他の協同組合も農村住民の間ではほとんど設立されていないと伝えている²⁹⁾。農

25) LCR Böhmen, 1880, §§. 3, 5; LCR Tirol 1881, §§. 3, 14, 15, 19; LCR Istrien, §§. 3, 14, 18; LCR OÖ, §§. 3, 13, 17; LCR Dalmatien, §§. 3, 14, 17.

26) LCR Böhmen, §§. 2, 3, 5; LCR Tirol 1881, §§. 12, 14, 15, 19; LCR Istrien, §§. 13, 14, 18; LCR OÖ, §§. 12, 13, 17; LCR Dalmatien, §§. 12, 14, 17; Beilage 2, pp. 93–94.

27) LCR Böhmen, §§. 3, 5; LCR Tirol 1881, §. 1; LCR Istrien, §. 1; LCR OÖ, §. 1; LCR Dalmatien, §. 1.

28) なお本稿では、職能協同組合との区別を明確にする必要がある場合には、1873年の法令に基づく協同組合を経済協同組合と呼ぶことにする。

29) Beilage 2, pp. 95–105. シスライタニアの各領邦での農業協同組合の設立状況については、S. Richter, “Das landwirtschaftliche Vereins- und Genossenschaftswesen,” *GöLFi*, Supplementary Volume, Wien, 1901, pp. 509–627.

表2 シスライタニアの協同組合数（1891年）

	信用組合 (Vorschussverein)	消費協同組合	その他協同組合
下オーストリア ^{*1}	236	53	46
上オーストリア	57	20	1
ザルツブルク	4	2	1
シュタイアーマルク	63	24	10
ケルンテン	37	4	2
クライン	15	2	1
トリエステ、ゴリツィア・グラディスカ、イストリア	18	1	11
ティロール、フォアアールベルク	76	22	18
ボヘミア	489	54	46
モラヴィア	363	76	48
シレジア	48	13	6
ガリツィア	252	11	55
ブコヴィナ	34	1	1
ダルマチア	3	—	—
計	1695	286	246

Oesterreichisches statistisches Handbuch, 1892 (1893), p. 236.

※1：ウィーンを含む

業領域における協同組合の数を把握することは難しいが、例えばシスライタニアのなかで比較的協同組合が普及していたボヘミアでも、農業審議会チェコ・セクションの管轄下で協同組合法に基づいて活動する協同組合の数は、1890年代初頭に5、1896年に29、1900年に78であった³⁰⁾。この数値からも、1890年代初頭には農業住民のための協同組合が多くなったことが見て取れる。

共同購入などの活動は、協同組合だけではなく、既存の農業結社によっても部分的に行われていた³¹⁾。しかし、以上の報告や数値などから、當農家の職能協同組合設立法案が提出される1890年代初頭には、農業領域における協同組合の設立は緒についたばかりであったといえる。

④政治結社・政党

シスライタニアでは、活発な政治活動を行う農業住民の存在は、早い地域で1850、60年代には確認できる。しかし、農業住民による独立した政治結社は1890年代以前には稀であったといわれるよう、彼らの多くは農業結社や、既存の政治勢力が設立した結社を基盤に活動していた³²⁾。農業不況の影響が顕著になる1880年代には、農業利益の擁護を目的とする組織の設立も試みられるようになる。しかし、明確な政治綱領を持つ独立した農業政党が創設されるのは1890年代に入ってからであった³³⁾。従って、農業住民による独立した政治組織の設立も、1890

30) 桐生『近代ボヘミア農村と市民社会』190-191頁。なおボヘミアの農業審議会は、1891年にチェコ・セクションとドイツ・セクションに分割された。

31) S. Richter, "Das landwirtschaftliche Vereins- und Genossenschaftswesen," pp. 539, 562. 桐生『近代ボヘミア農村と市民社会』178-188頁。

32) Judson, *Exclusive Revolutionaries*, p. 153.

年初頭には緒についたばかりであったといえる。

以上検討したように、19世紀後半のシスライタニアでは、さまざまな農業組織が形成された。そのなかでも、農業知識の収集と普及を主要な活動とする任意加入の農業結社は、最も広く普及していた。18世紀後半に農業協会設立のイニシアチヴをとった国家も、新絶対主義期には結社に対する制限を強めたが、19世紀後半には農業結社を基盤とし、その活動推進を主要な課題とする農業審議会を設立して、農業結社を積極的に支援した。従って、国家の農業政策においても農業結社は中心的な役割を果たしていたといえる。

しかし、1893年には新たな農業組織として、加入義務制の職能協同組合を設立するための法案が提出される。次節では、その前提となる当時のシスライタニアの農業結社の状況について、諸領邦の状況を視野に入れてさらに詳しく検討しておきたい。

第二節 1890年のシスライタニアにおける農業結社

本節では、1891年に行われた調査を基に、職能協同組合設立法案が提出された1890年代初頭のシスライタニアにおける農業結社の設立状況と、その特徴を確認しておく。

次頁の表3は、1890年にシスライタニアに存在した農業結社のリストである。リストは農業結社を、(1)農業全般を扱う結社、(2)農業の特定分野に特化した結社に分けたうえで、前者については領邦ごとに設立状況を示している。農業結社の統計の取り方は、領邦によって異なる可能性もあるが、表3でおおまかな特徴は確認することができよう³⁴⁾。

表3の(1)を見ると、農業審議会の有無などに規定されつつ、農業結社の編成が領邦によって異なることが分かる。まず農業審議会が存在しない領邦を見てみると、ザルツブルク、シュタイアーマルク、ケルンテン、クラインなどでは、農業結社は専ら農業協会とその支部から構成された。これに対し、下オーストリアでは、農業協会とその支部である郡農業協会が農業結社全体に占める比重が大きいものの、より狭い地域で活動する農業クラブや、カジノ(Casino)と呼ばれる農業サークルの数と会員数も多かった。またガリツィアには2つの農業協会が存在し、それぞれ支部を有したが、領邦内には他にも多くの独立した農業結社が存在していた。

農業審議会が存在する領邦をみてみると、キュステンラントのイストリアの農業結社は、農業審議会とその下部組織である郡協同組合から構成された。これに対し上オーストリアでは、農業審議会と下部組織の郡協同組合と並んで、農業協会と多くの支部も存続していた。またティロールでは、ネイション間の争いを背景に、農業審議会がインスブルックとトレントの2つのセクションから構成され、それぞれ郡協同組合を抱えていたが、領邦内には他にも支部を

33) 1882年には上オーストリア、1884年にはケルンテンで、それぞれ農業利益代表を目指して農民同盟(Bauernbund)が設立された。政党については、1893年にガリツィアでボーランド農民党が創設されるが、農業住民の政治化と組織化が比較的進んでいたボヘミアでも、チェコ農業党が設立されたのは1899年であった。Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, pp. 196–205; H. Rumppler, *Eine Chance für Mitteleuropa*, 1997, Wien, p. 478. 桐生『近代ボヘミア農村と市民社会』第四章、第五章。R. オーキー(三方洋子訳)『ハプスブルク君主国』NTT出版、2010年、320–321頁。

34) なお農業協会の設立年は、文献により本来の設立年を示している場合もあれば、規約が改正され再編された年を設立年としている場合もある。表3の設立年は当該調査の報告に従った。

表3 シスライタニアの農業結社（1890年）

(1) 農業全般を扱う結社

下オーストリア			
	設立年	結社数	会員数
① ウィーン農業協会	1802	1	19470 ^{*1}
一郡農業協会		50	8028
② 農業クラブ、カジノ		236	12638
③ 独立した農林業結社		10	2552
上オーストリア			
	設立年	結社数	会員数
① 農業審議会	1886	1	—
一郡協同組合		43	4255
② 上オーストリア農業協会	1845	1	4035
一郡農業協会		37	—
ザルツブルク			
	設立年	結社数	会員数
① ザルツブルク農業協会	1848	1	2465
一支部協会		24	—
シュタイアーマルク			
	設立年	結社数	会員数
① シュタイアーマルク農業協会	1819	1	3460
一支部協会		65	—
② その他農業結社		3	160
ケルンテン			
	設立年	結社数	会員数
① ケルンテン農業協会	1764	1	2247
一支部協会		44	—
クライン			
	設立年	結社数	会員数
① クライン農業協会	1767	1	1208
一支部協会		31	—
② その他農業結社		1	121
キュステンラント			
	設立年	結社数	会員数
トリエステ ① トリエステ農業協会		1	259
ゴリツィア ① ゴリツィア農業協会		1	442
一支部		12	—
② その他農業結社		1	10
イストリア ① 農業審議会	1884	1	—
一郡協同組合		17	1032
ティロール			
	設立年	結社数	会員数
① 農業審議会	1881	1	—
a) インスブルック・セクション		45	8906
一郡協同組合			
b) トレント・セクション		28	4240
一郡協同組合			
② 北ティロール農業協会 ^{*2}	1838	1	125
一支部		3	—
③ トレントイーノ農業協会	1870	1	1332
一支部		1	—
④ ロヴェレート農業協会		1	206
⑤ 独立した郡農業結社		6	322

フォアアールベルク			
	設立年	結社数	会員数
① フォアアールベルク農業結社	1879	1	1167
ダルマチア			
	設立年	結社数	会員数
① 農業審議会	1886	1	—
一郡協同組合		2	128
② その他農業結社		12	439
ボヘミア			
	設立年	結社数	会員数
① 農業審議会	1873	1	—
② ボヘミア・ドイツ農業中央同盟		1	—
一農業結社、カジノ		483	約21000
③ ボヘミア王国農業中央協会		1	189
④ その他農業協会		305	49923
⑤ 農業クラブ、カジノ		273	11768
モラヴィア			
	設立年	結社数	会員数
① モラヴィア・シレジア農業協会	1770	1	410
② 農林業結社および協同組合		63	12948
③ 農業読書協会、カジノ		30	1876
シレジア			
	設立年	結社数	会員数
① オーストリア農林業協会	1865	1	682
② 北西シレジア農林業結社	1867	1	368
③ その他農業結社、クラブ、カジノ ^{*3}		50	3194
ガリツィア			
	設立年	結社数	会員数
① ガリツィア農業協会	1845	1	1280
一農業支部協会		24	—
② クラクフ農業協会	1845	1	588
一農業支部協会		11	—
③ 独立した農業結社		467	19145
ブコヴィナ			
	設立年	結社数	会員数
① ブコヴィナ公國農業結社	1852	1	149
② その他農業結社		2	164

Beilage 2, pp. 87-91を基に作成。

※ 1：郡農業協会、農業クラブ、カジノの会員も含む。

※ 2：農業審議会インスブルック・セクションの郡協同組合としても機能。

※ 3：オーストリア農林業協会と組織的に結びつく農業結社1つとその支部1つを含む。

表3 シスライタニアの農業結社（1890年）
 (2) 農業の特定部門に特化した結社

種類	結社数	会員数	種類	結社数	会員数
林業、狩猟	55	14464 ^{*1}	牛、小型家畜、家禽等の飼育	30	3821
庭園、果樹栽培	56	9928 ^{*2}	養蜂	94	9247 ^{*5}
ホップ栽培	11	1352	養殖	41	5157 ^{*6}
ブドウ栽培	35	2585 ^{*3}	養蚕	3	364
馬飼育	19	3700 ^{*4}	その他	8	2268 ^{*7}

Beilage 2, p. 91を基に作成。

*1 1 : 53の結社の会員総数 *2 2 : 53の結社の会員総数 *3 3 : 31の結社の会員総数

*4 4 : 17の結社の会員総数 *5 5 : 92の結社の会員総数 *6 6 : 40の結社の会員総数

*7 7 : 6の結社の会員総数

抱える農業協会が存在し、複雑な編成をとった。

ハプスブルク君主国は、ハプスブルク家が様々な時代に多様な形で獲得した領域—いわゆる歴史的領邦—の集合体であったが、上述したように、農業協会と農業審議会も基本的に領邦を単位として設立された³⁵⁾。そして、これらの組織を中心に、19世紀後半の農業結社も領邦ごとに大きく異なる編成をとったのである。

さらに表3は、領邦によって農業結社の編成が異なっただけではなく、その普及状況にも差があったことを示している。例えば、最も農業結社が多いボヘミアでは結社数が1064、会員数が82880人、それに次ぐガリツィアでは結社数が504、会員数が21013人、下オーストリアでは結社数が297、会員数が22022人であった。これに対し、最も農業結社が少ないブコヴィナでは結社数が3、会員数が313人、それに次ぐダルマチアでは結社数が15、会員数が567人であった。各領邦の人口差を考えても、農業結社の普及状況には大きな相違があったといえる³⁶⁾。

以上第一章では、シスライタニアにおいては、19世紀末に至るまで任意加入の結社が農業組織の中心を成していたこと、但し領邦ごとにその設立・普及状況には大きな違いがあったことが確認できた。第二章では、1893年に加入義務制の職能協同組合設立法案が提出された経緯と、その内容を検討してゆく。

第二章 1893年の営農家の職能協同組合設立法案

第一節 営農家の職能協同組合設立法案の提出

1848年革命期の隸農制の廃止を重要な契機として、シスライタニアの農業は輪作制の導入、新たな農具・農業機械・人工肥料の利用をはじめとする農法の改善によって、大きく生産力を伸ばした³⁷⁾。しかし、ヨーロッパを襲った農業不況の影響はシスライタニアにも及び、1880年

35) Bruckmüller, *Landwirtschaftliche Organisationen*, pp. 52-53.

36) 1890年の各領邦の居住人口は、ボヘミアが5843094人、ガリツィアが6607816人、下オーストリアが2661799人、ダルマチアが527426人、ブコヴィナが646591人であった。Oesterreichisches statistisches Handbuch, 1892 (1893), p. 4.

37) K. Dinklage, "Die landwirtschaftliche Entwicklung," in: A. Brusatti (ed.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, vol. 1, Wien, 1973, p. 450; R. Sandgruber, "Die Agrarrevolution in Österreich," in: A. Hoffmann (ed.), *Österreich-Ungarn als Agrarstaat*, Wien, 1978, pp. 202-203.

代になると穀物価格の低迷が顕著となる³⁸⁾。それに伴って、穀物栽培を主とする農業経営の収益は減少し、増大する抵当負担のもとで、農地の差し押さえや強制売却に苦しむ農業従事者も増加した³⁹⁾。苦況に直面した農業従事者たちは、この不況を単に農業だけの問題ではなく、システムニアの政治・社会・経済制度が深くかかわる問題として認識した。そして、苦況の打開を目指すなかで、これまでのシステムニアの立法や行政は農業を軽視してきたという批判を強め、議会への請願や農業利益代表組織の設立を試みるなど、政治的活動を活発化させた⁴⁰⁾。

こうした状況を背景に、當農家の職能協同組合設立法の第1法案は、ターフェ内閣によって1893年に提出されることになる。ターフェ内閣は、大不況をもたらした自由主義的経済政策、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ政策への批判が高まるなか、1879年にドイツ・リベラル派が選挙で大敗した後、ターフェと大土地所有貴族、聖職者、老チェコ党、ガリツィアの保守派との連携によって成立した。「皇帝の大臣 (kaiserlicher Minister)」を自称し、「党派を超える」政治を目指したターフェは、対立する利害の調整を通じて、社会を総体として安定させることを重視した⁴¹⁾。1870年代の経済危機とその後の資本の集中を背景に、労働者だけではなく、小生産者からも社会改革を求める声が強まるなかで、まずターフェが着手したのは手工業、工業における労働条件の改革であった。そして、1883年と1885年の二度にわたる営業法の改正によって、加入義務制の手工業者の職能協同組合を設立し、労働者保護政策を導入した。さらに1887年には労働者災害保険法、1888年には労働者疾病保険法を成立させるなど、手工業・工業分野で新たな政策の導入を進めた⁴²⁾。

ターフェ内閣の関心は、農業不況を背景として農業にも向けられた。農相ファルケンハイイン (J. Falkenhayn) のもとで、ティロール (1881年)、イストリア (1884年)、上オーストリアとダルマチア (1886年) で新たに農業審議会が設立され、協同組合活動が推進された⁴³⁾。さらに1889年には、農民の負債問題解決のため、中規模農地の分割相続を制限する帝国法が制定された⁴⁴⁾。システムニアでは、ドイツ・リベラル派が与党であった1868年から69年にかけて農地の分割制限が諸領邦で廃止され、農業信用の整備が進められるなど、従来は自由主義的な農業振興策が農業政策の中心となっていた⁴⁵⁾。中規模農地の分割を制限する1889年の帝国法の制定は、こうした農業政策からの転換を告げるものであったといえる⁴⁶⁾。

38) *Oesterreichisches statistisches Handbuch*, 1886 (1887), p. 93; 1893 (1892), p. 137.

39) H. Matis, *Österreichs Wirtschaft 1848-1913*, Berlin, 1972, pp. 122-123, 232-283; Rumpler, *Eine Chance für Mitteleuropa*, pp. 472-474.

40) Ibid., p. 478. 桐生『近代ボヘミア農村と市民社会』第五章、第六章。

41) O. Urban, *Die tschechische Gesellschaft 1848-1918*, vol. 1, Wien/ Köln/ Weimar, 1994, pp. 489-515.

42) Ibid., pp. 512-515; W. A. Jenks, *Austria under the Iron Ring. 1879-1893*, University Press of Virginia, 1965, pp. 179-220.

43) 既に設立されていたボヘミアの農業審議会の課題に加え、これらの農業審議会はさらに「農業所有の強化の推進」、具体的には農業協同組合の振興も課題とした。LCR Tirol 1881, §§. 2, 12; LCR Istrien, §§. 2, 13; LCR OÖ, §§. 2, 12; LCR Dalmatien, §§. 2, 12.

44) 但し、この法を施行するために必要な領邦法が制定されたのは、ティロールとケルンテンのみであった。M. Ertl, "Versuche einer Agrarreform in Österreich," *GöLF*, vol. 1, Wien, 1899, pp. 468-487; A. Brusatti, *Österreichische Wirtschaftspolitik vom Josephinismus zum Ständestaat*, Wien, 1965, p. 147.

45) W. Schiff, *Österreichs Agrarpolitik seit der Grundentlastung*, vol. 1, Tübingen, 1898, p. 26.

46) Brusatti, *Österreichische Wirtschaftspolitik*, p. 53.

そして、1891年4月9日には帝国議会の第11回会期が始まる。開会の際の君主の式辞は、「経済生活の状況が急速に発展した結果、全体（Gesamtheit）への配慮が我々に課している課題は増加し、また急務となっている」と述べた上で、「住民の多くの部分を占め、且つ重要な役割を果たす人々の状況を安定させるために」、農業従事者の協同組合的組織を推進する法が準備されていることを伝えた⁴⁷⁾。そして、同会期中の1893年10月10日に、「営農家の職能協同組合設立法」の第1法案が下院に提出されたのである。

第二節 法案説明

営農家の職能協同組合設立法の第1法案には、法案説明が付されるとともに⁴⁸⁾、合わせて139ページに及ぶ3つの報告書が添付された。具体的には、欧米諸国の農業協同組合制度および農業利益代表についての報告書（報告書1）⁴⁹⁾、ハプスブルク君主国の農業協同組合制度および農業利益代表についての報告書（報告書2）⁵⁰⁾、農業従事者の数など職能協同組合に関連する統計および試算（報告書3）である⁵¹⁾。本節では法案説明を基に、法案提出の背景となつた問題認識と法案の目的について検討する。

まず法案説明は、営農家の職能協同組合の必要性について、以下のような認識を示す。市場をめぐる海外との競争が与える影響の拡大、土地の抵当負債の絶え間ない増加、農業における純益の減少を背景に、営農家の職能身分組織（Organisation des Berufsstandes）の必要性が日に日に感じられるようになっている。というのも、報告書1で取り上げた他国における農業協同組合制度と農業利益代表制度の発展は、孤立した個人では対処できない世界経済における競争を戦い抜く上で、農業住民の組織化（Zusammenschluß）が有効な手段であることを示しているからである。

さらに法案説明によれば、政府は以上の認識に基づいて、既に長期間にわたって農業利益代表組織とその強化に関心を向け、オーストリア⁵²⁾ではまだほとんど発展していない農業協同組合制度をいかに改革するか、研究を進めてきた。この長期にわたる研究、調査、関係する中央機関の交渉の結果として、職能協同組合法案は作成されたのである⁵³⁾。

そして、法案説明は、同法の目的は農業職能身分（landwirtschaftlicher Berufsstand）の組織化を進め、農業経済協同組合（landwirtschaftliche Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）を振

47) 1 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Abgeordnetenhauses des Reichsrates, XI. Session 1891, p. 1.

48) Erläuternde Bemerkungen zu den Gesetzentwürfen, betreffend die Errichtung von Berufsgenossenschaften der Landwirte und betreffend die Errichtung von Rentengütern（以下、Erläuternde Bemerkungen）。Zu 710 und 711 der Beilagen.

49) Das landwirtschaftliche Genossenschaftswesen und die sonstige landwirtschaftliche Interessenvertretung in verschiedenen Staaten（以下、Beilage 1）。Zu 710 und 711 der Beilagen.

50) Beilage 2.

51) Anzahl, Mitglieder und Umfang der Berufsgenossenschaften der Landwirte（以下、Beilage 3）。Zu 710 und 711 der Beilagen.

52) 本稿ではシスライタニア、またはハプスブルク君主国の語を用いているが、ここでは法案説明の用語に従う。

53) Erläuternde Bemerkungen, p. 1.

興することにあるとして、その意図するところを以下のように説明する⁵⁴⁾。農業協同組合制度及び農業利益代表制度についての報告書2が示すように、シスライタニアにおいては、農業住民の経済生活の全領域での成功を約束するこれらの組織が、法整備が進んでいるにもかかわらず、十分に普及しているわけではない。とりわけ農業領域において経済協同組合が広く普及し、成果を上げているドイツの状況には遠く及ばない。シスライタニアでも既存の農業結社や農業審議会、郡協同組合によって協同組合的な活動が行われたり、経済協同組合の設立を推進しようとする努力が見られ、一定の成功を収めている。しかし、個別の努力には限界がある。より包括的な協同組合的課題を遂行するためには、計画に沿った下から上への組織形成と、組織間の協力と連携が必要である。以上の認識に基づき、本法の意図は、既存の組織を妨げずに、営農家の職能協同組合という新たな機構（Organismus）を作ることにある⁵⁵⁾。

このように法案説明は職能協同組合の必要性と、同法を制定する意図を説明した上で、職能協同組合を加入義務制に基づいて設立する理由を二つ挙げた。第一に、他国の任意組織の経験が示すように、協同組合の能力は、その組織が生存能力を有してはじめて高めることができるため。第二に、任意加入制の既存の郡協同組合の会員や、その他の農業住民の間でも加入義務を求める声が聞かれるため⁵⁶⁾。

以上、法案説明は他国の事例を挙げつつ、個人では世界経済における競争に対処できないことから、農業職能身分の組織化を進め、経済協同組合を振興する必要があるとした。そして、その目的を果たすためには、計画に沿って設立され、また生存能力を有す組織が必要であるとして、加入義務制の職能協同組合設立法案を作成した理由を説明したのである。

第三節 法案の内容

それでは、1893年の営農家の職能協同組合設立法案は、具体的にどのようなものであったのか。本節ではその内容を、項目別に検討してゆく⁵⁷⁾。

①組織と会員

営農家の職能協同組合は、裁判郡ごとに設立される郡協同組合（Bezirksgenossenschaft）、および領邦ごとに設立される領邦協同組合（Landesgenossenschaft）から構成される（第1条）。会員については、その裁判郡で農林業経営、あるいはその一部門のために用いられている土地を所有する者が、郡協同組合の会員となる（第3条）⁵⁸⁾。そして、領邦協同組合は、該当する領邦の郡協同組合の全会員から構成される（第6条）。また裁判郡の各自治体には、郡協同組合の地域機関（örtliches Organ）として代表者（Vertrauensmann）が配置される（第5条）。

54) 農業経済協同組合とは、1873年の協同組合法の下に置かれる組合を指すと考えられる。なお職能協同組合は同法の下には置かれないとされた。

55) Ibid., pp. 1-2.

56) Ibid., p. 2.

57) 以下の条文は、Regierungsvorlage, Gesetz betreffend die Errichtung von Berufsgenossenschaften der Landwirte, 710 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Abgeordnetenhauses des Reichsrates, XI. Session 1893による。

58) 但し職能協同組合会員は、その義務と権利を農場管理人、借地人、用益権者等に委ねる権利があるとされた（第7条）。

このように職能協同組合は、原則的に農林業経営に用いられている土地の所有者全てを会員とし、郡協同組合、領邦協同組合という二つのレベルの組織から構成された。但し、各自治体に代表者を配することで、自治体もその組織機構に組み入れ、自治体—裁判郡—領邦という行政区分に対応した有機的組織を作り上げることが目指されたといえる。

以上が組織と会員にかんする主な規定である。但し、原則的に裁判郡ごとに設立される郡協同組合については、一つの裁判郡に二つ以上の郡協同組合、あるいは二つ以上の裁判郡でひとつの郡協同組合など、変則的な形で設立する可能性も認められた⁵⁹⁾。その場合には、領邦政治官庁および領邦委員会から意見を聴取した上で、農務省が決定を下すと定められた（第1条）。また、ある土地が農林業経営、あるいはその一部門のために用いられているか否かを判断するための詳細な規定も、農務省の行政命令が定めるとされた（第3条）。従って、同法案は職能協同組合の設立にかんして、農務省に比較的大きな権限を与えるものであった。

②目的と活動範囲（Wirkungskreis）

法案は、営農家の職能協同組合の目的を、「公共精神（Gemeingest）の涵養、相互教育と相互支援、身分意識（Standesbewusstsein）の維持と強化、および経済的利益の推進を通じて、営農家の道徳的・物質的状況を改善することにある」と定めた（第2条）。

そして、その目的を果たすため、地代農場（Rentengüter）設立法案で職能協同組合に割り当てられた事項の他、以下の a) から n) が同組合の主要な課題とされた⁶⁰⁾。a) 会員の農産物のための倉庫などの建設。b) 会員の委託と負担による農産物の販売。c) 会員の委託と負担による農業関連商品の購入。d) 貸付金庫（特にライフアイゼン型）の設立、および既存の貸付金庫の振興や統合による農業個人信用、信用貸しの推進。e) 領邦抵当銀行（Landeshypothekenbank）などによる会員への長期の償還義務を伴う抵当貸付の仲介。f) 農業奉公人と農業労働者の疾病・廃疾保険、老齢年金の仲介。g) 病院と食糧支給所（Verpflegshaus）の建設。h) 仕事紹介、仲介。i) 種子検査の実施の世話、および会員と農業実験所との交流の推進。k) 火災・雹・家畜保険の契約締結の仲介、斡旋。l) 畜産協同組合の設立と振興。m) 協同組合統計の処理。n) 法律補助員（Rechtsbeistand）の斡旋（第16条）。

さらに営農家の職能協同組合は、同組合が直接扱わない経済的課題については、1873年の協同組合法に基づいて、ライフアイゼン型の協同組合をはじめとする農業経済協同組合の設立を促進するとともに、それらを振興する。あるいは既に存在している農業経済協同組合とそれらの連合会、前貸し金庫などとと関係を結び、それらを振興する（第17条）。

以上が、職能協同組合の目的と課題にかんする主な規定である。第2条では、職能協同組合の目的として、会員の「公共精神の涵養」と並んで「身分意識の維持と強化」が掲げられてお

59) 既にボヘミアやティロールの農業審議会がナショナリティ別に組織されていたことから、この規定は、郡協同組合のナショナリティ別編成の可能性を主に考慮したものと考えられる。

60) 地代農場設立法案は、農業従事者の負債問題解決のため、営農家の職能協同組合設立法案と同時に提出された。同法案は、増大する抵当負担のもとで強制売却の対象となった不動産を、地代農場として職能協同組合の管理の下に置くことを定めた。Gesetz betreffend die Errichtung von Rentengütern, 711 der Beilagen zu den stenographischen Protokollen des Abgeordnetenhauses des Reichsrates, XI. Session 1893; E. Mischler, J. Ulbrich (eds.), *Österreichisches Staatswörterbuch*, vol. 1, Wien, 1905, pp. 109-112.

り、手工業者の職能協同組合の目的との共通性が見て取れる⁶¹⁾。但し、第16条と第17条に挙げられている営農家の職能協同組合の課題の多くは経済的活動であり、第2条に示された職能協同組合の目的のなかでも、特に「経済的利益の推進」が重きをなしているといえる。とりわけ重点が置かれているのは倉庫の設立、共同購入、共同販売、貸付銀行や畜産協同組合の設立をはじめとする、経済協同組合的活動の実施と経済協同組合の振興である。前節で検討した法案説明は、同法が農業経済協同組合の振興を目的としていると述べているが、実際の条文からも、同法の目的を明確に読み取ることができる。

但しこのことは、職能協同組合の活動が狭義の経済活動に限定されたことを意味しない。第16条に挙げられた主要活動のなかには、統計の処理、病院や食糧支給所の建設、農業奉公人や農業労働者の保険の仲介など、行政や社会政策にかかわる活動も含まれた。従って、同組合には農村におけるより広範な活動が期待されていたといえよう。

③協同組合委員会

郡協同組合の委員会の選出は、該当する領邦の自治体選挙法に従って、会員が選挙体(Wahlkörper)を構成し、各選挙体が同数の委員を選出するという方法で行う(第11条)。また領邦協同組合の委員会の構成員は、郡協同組合の委員長(Obmänner)から選出される(第12条)。なお、協同組合の委員会を選出する際の選挙権と選挙方法についての詳細は、農務省の行政命令が定める(第13条)。また農務省は、領邦協同組合の委員会に、2名のメンバーを送る権利を有す(第28条)。

以上が、職能協同組合の委員会の選出にかんする主な規定である。第13条で、選挙権と選挙方法の詳細は農務省の行政命令が定めるとされ、第28条で、農務省が領邦協同組合の委員会にメンバーを送る権利が認められたことから、職能協同組合の委員選出においても農務省に大きな権限が与えられたといえる。

但し最も注目されるのは、職能協同組合の会員が自治体選挙法に従って選挙体を構成して、同組合の委員を選出するという方法が採用されたことである。シスライタニアの自治体選挙では、直接税の支払額、および職業によって選挙権が制限され、さらに有権者は直接税の支払額に応じて二つ、ないし三つの選挙体に分けられ、有権者の数に関係なく、それぞれの選挙体が同数の自治体委員を選出した⁶²⁾。こうした自治体選挙の方法については、世紀転換期に普通平等秘密選挙権を求める運動が活発になるなかで、改革を求める声が強まっていた⁶³⁾。しかし、職能協同組合設立法案は、自治体選挙法に従って選挙体を形成し、委員を選出するという方法を採用したのである。

その理由については、法案説明などから窺い知ることはできない。しかし、この選挙法にか

61) 手工業者の職能協同組合は、「公共心の涵養、身分的榮誉(Standesehre)の維持と向上、前貸し金庫・疾病保険金庫・販売所(Verkaufshalle)の設立あるいは設置、機械を用いた共同の経営やその他の生産方法の導入を通じた、共通の営業上の利益の保護」を目的とした。Gesetz vom 15. März, betreffend die Abänderung und Ergänzung der Gewerbeordnung, RGBI. Nr. 39/1883, §. 114.

62) J. Klabouch, "Die Lokalverwaltung in Cisleithanien," in: A. Wandruszka, P. Urbanitsch (eds.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, vol. 2, Wien, 1975, pp. 273-274. なお当時は領邦議会と帝国議会の選挙も、選挙体を構成して行われていた。

63) Ibid., p. 301.

んする規定は、営農家の「身分意識の維持と強化」を目的のひとつに掲げ、営農家をひとつの「身分」とみなそうとする職能協同組合設立法案においても、「身分」内部の階層差が明確に意識されていたことを示している。同規定は、法案が想定していた「身分」の内実を表すものとして重要である。

④会 費

郡および領邦協同組合は、設立に必要な経費をまかなうために、設立時にそれぞれ国家に支払う土地税の1%の金額を上限として、会員から会費を徴収する（第19条）。また設立後は、各年の支出をまかなうため、郡協同組合については国家に支払う土地税の4%、領邦協同組合については同税の1%の金額を上限として、会員から会費を徴収する（第20条）。

営農家の職能協同組合には、所得税（Erwerb- und Einkommensteuer）など税制上の優遇措置がとられ（第37条）、また諸手数料も免除されるなど（第38条）、財政上一定の優遇措置が認められた。しかし、従来国家や領邦は農業協会や農業審議会に助成金を交付し、これらの組織や農業結社の活動を財政的にも支援していたが⁶⁴⁾、同法案には職能協同組合に対する国家や領邦の財政的負担に言及する条文はみられない。助成金の問題については後で改めて触れるが、法案において職能協同組合の財源に言及しているのは、上述した第19条、第20条をはじめとする会費規定のみであった。従って、職能協同組合の財政的基盤はまずもって組合員の会費に求められたといえる。

また会費の点で、職能協同組合は結社と明確な相違がみられた。農業結社の会費が基本的に一律であったのに対し、同法案は、上限を定めながらも、職能協同組合に予算案に基づいて会員から土地税に応じた会費を徴収する権利を認めており、結社に比べて財政的に柔軟な対応を可能にするものであった。

⑤監査、監督

郡協同組合と領邦協同組合は、毎年過年度の決算書と翌年度の予算をそれぞれ作成し、審査と承認のために、郡協同組合は領邦協同組合に、領邦協同組合は領邦政治官庁に提出しなければならない。また徴収する会費が第20条で定められた上限を超える場合には、農務省と財務省の許可を必要とする（第24条）。

また法令の遵守、業務執行全般にかんしては、郡協同組合は領邦協同組合の監査の下に置かれる（第33条）。さらに領邦協同組合を含め、営農家の職能協同組合の上級監督権は農務省に属し、監督（Aufsicht）は直接、あるいは領邦政治官庁を通じて行われ、同様の方法で領邦協同組合の監査（Revision）も実施される（第35条）。

以上の規定が示すように、郡協同組合の監督は基本的に領邦協同組合が行ったが、領邦協同組合を含め、営農家の職能協同組合の上級監督権は農務省に属すとされた。従って、この点においても農務省に大きな権限が与えられた。

本節では、1893年の営農家の職能協同組合設立法案の内容を検討した。法案は、農林業經營に用いられている土地の所有者全てを職能協同組合の会員と定めた。そして、裁判郡と領邦と

64) Herz, "Geschichte der agrarischen Verwaltung," pp. 562-563.

いう二つのレベルで職能協同組合を設立するとともに、各自治体に代表者を配置することで、自治体—裁判郡—領邦という行政区分に対応した有機的組織を作り上げることを目指した。職能協同組合は「営農家の道徳的・物質的状況」を改善することを目的に掲げ、経済協同組合的活動の実施、および経済協同組合の設立と振興を主要な課題とした。但し、職能協同組合の課題の中には、統計の処理、病院や食糧支給所の建設など、行政や社会政策にかかわる事項も含まれており、同組合にはより広範な活動が期待されたといえる。また法案は、職能協同組合の設立や運営にかんして、農務省に大きな権限を認めたが、国家の財政的負担には言及せず、会員の会費をその財政的基盤に据えた。

従来任意加入の結社が農業組織の中心であったシスライニアにおいて、以上の法案に基づいて、加入義務制の営農家の職能協同組合を設立することにどのような意義があると考えられていたのか、次章でさらに詳しく検討してみたい。

第三章 営農家の職能協同組合設立法案作成の意図

既に第二章第二節において、1893年の営農家の職能協同組合設立法案に付された法案説明に基づいて、同法案作成の背景と目的について検討した。より詳細に法案作成の経緯を知る手がかりとなるような史料は、管見の限り農務省の文書のなかにも残っていない⁶⁵⁾。そこで本節では、法案作成に関与した首相ターフェ、および農務省官僚エルトゥル（M. Ertl）⁶⁶⁾が残した史料を手がかりに、従来の農業組織の何が問題とされ、職能協同組合の設立によって何が目指されたのか、さらに詳しく検討する。

第一節 従来の農業組織の問題と職能協同組合の意義

上述したように、職能協同組合設立法案の法案説明は、抵当負債や強制競売の増加など、当時の農民が悲惨な状況にあるという認識のもとに、同法が作成されたと伝えている。ターフェやエルトゥルも当然この認識を共有している。但し法案説明が、農民の苦境の主な原因として市場をめぐる国際競争を挙げていたのに対し、ターフェやエルトゥルが残した史料からは、彼らが農民の苦境の背景には国際競争の激化のみならず、隸農制の廃止、自然経済から貨幣経済への移行といったより長期的な経済体制の変化、さらに高利貸し・投機・仲介業者の存在をはじめとする、新たな市場経済に伴う諸問題があると考えていたことが分かる⁶⁷⁾。そして、ター

65) オーストリア 国家文書館（Österreichisches Staatsarchiv）の一般行政文書館（Allgemeines Verwaltungsarchiv）に所蔵されている農務省文書群では、法令にかんする文書はL-2という史料番号をつけてまとめられている。1892、1893年のL-2の文書のなかには、法案作成の経緯を詳細に知る手がかりとなる文書は確認できなかった。

66) エルトゥルは、ヨーロッパの農業協同組合事情に通じ、農務省の起案官僚（Ministerial-Concipist）として職能協同組合設立法案の作成にかかわった。なおエルトゥルは、キリスト教社会主義運動の先駆者とされるフォーゲルザングの影響を受けたといわれる。Hof- und Staatshandbuch der österreichisch-ungarischen Monarchie, 1893, Wien, p. 312; Österreichisches Biographisches Lexikon 1815-1950 Online-Edition, <http://www.biographien.ac.at/oegl?frames=yes> (2015/9/18 12:00最終アクセス).

67) J. Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, Praha, 1898, pp. 3-4; Ertl, "Versuche einer Agrarreform," pp. 487-488; idem, "Landwirtschaftliche Berufsgenossenschaften," in: *Österreichisches Staatswörterbuch*, vol. 3, Wien, 1905, p. 453.

フェは、市場経済のもとで生じた激しい生存競争のなかで、他の階級や職業がカルテル、トラスト、会議所などを通じて組織化を進める一方で、農民は孤立した状態にあることを問題視する⁶⁸⁾。同様にエルトゥルも、農業住民は孤立した状態で、組織化された経済的勢力に対峙せざるを得ない状況にあるという認識を示すのである⁶⁹⁾。

それでは、農業住民が「孤立している」と述べる彼らは、当時存在していた農業結社や農業審議会といった農業組織を、どのようにとらえていたのだろうか。

ターフェは、例えば農業結社の設立が進んでいたボヘミアでも、加入している農民は10%にすぎないと述べ、農業結社とそれを基盤とする農業審議会の大きな問題点として、組織率の低さを挙げる⁷⁰⁾。

エルトゥルも、ターフェと同じく農業結社の組織率の低さに言及しているが、さらに詳細に従来の農業組織の問題について検討している。エルトゥルによれば、領主制廃止後、共同生産が消えてゆくなかで、専門知識と技術の普及を目的とする自由な結びつきである農業結社の設立が進み、功績をあげてきた。但し、今日では農業結社や農業審議会は農業住民が必要な機能を果たせないとして、以下のような問題を指摘している。第一に、営農家もその他の身分同様、利益を代表するための確固とした組織基盤を必要としている状況において、農業住民全員が加入しておらず、また農業住民以外が加入している農業結社は、十分な組織基盤となりえない。第二に、農業結社は、農業経営活動を協力して行う必要性が明らかになるなかで、経済活動も開始したが、本来の性質からこうした活動を合理的に行うことができない。というのも、結社は市場において、法人としては何ら商業的能力を持たない。そして、加入は任意で、会員は法的責任がないため、いつでも辞めることができる。このようにメンバー数が偶然に左右され、資金に制約がある結社は、経済的に強力な機能を果たすことはできない。さらに農業結社は自ら経済活動を行うだけではなく、農業協同組合の設立に貢献したが、組織率が低く、本来の利益代表組織ではないので、農業全体の利益のための活動を大規模な計画をもって実行することはできない⁷¹⁾。以上のようにエルトゥルは、任意加入の農業結社とそれを基盤にする農業審議会は、会員数も資金も限られ、また市場でも力を持たないことから、農業利益の代表という点でも、経済活動の点でも、当時必要とされている機能を果たすことができないとみなすのである。

その上でエルトゥルは、加入義務制の職能協同組合の設立によって、まず農業職能身分を強力に代表することができるようになるとする。同時に、利益と関心を共有する同じ身分の人々が共同で活動することで、経済的にも大きな機能を果たすことができるとして、特に経済面の効果について以下のように論じる⁷²⁾。

職能協同組合は、経済面において、生産費の削減と農産物価格の引き上げという二つの効果

68) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 4.

69) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," pp. 487–488; idem, "Landwirtschaftliche Berufsgenossenschaften," p. 453.

70) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 5.

71) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," pp. 488–490; Národní archiv, fond Ministerstvo zemědělství, Vídeň, kart. 84, 25785–896, Zřízení stavových společenstev zemědělců, p. 6.

72) Ibid., pp. 7, 9.

をもたらす。生産費の削減にかんしては、農業結社は市場において商業的にも、金融的にも力を持たないが、強大な組織として市場に関与できる職能協同組合は大きな力を持つため、大企業などとも良い条件で契約できる。そのため営農家は農業に必要なものを安く購入する事が可能となる。さらに職能協同組合が行う保険の契約締結の仲介によって、保険料も下げられるなど、職能協同組合の活動によって、営農家はさまざまな出費を抑えることができる⁷³⁾。一方、農産物価格の引き上げは一般に、①商品の集積および選別・分類・洗浄などの市場向け作業の遂行、②供給時期の選択、③仲介業者の排除、④共同加工、という大きく4つの手段で可能となる。そして、職能協同組合は、農産物の販売時期の選択を可能にする倉庫の建設や、会員から委託された農産物の販売などを通じて、農産物価格の引き上げをもたらすのである⁷⁴⁾。

以上のようにエルトゥルは、職能協同組合による経済協同組合的活動を特に重視していた。但し法案説明でも、法案の意図が、既存の組織を妨げずに新たな組織機構を作ることにあると述べられているように⁷⁵⁾、エルトゥルも職能協同組合が目指すのは、既存の経済協同組合の駆逐ではなく、むしろその振興であると強調する。そして、第二章で検討した法案の第16条と第17条は、職能協同組合自体が共同購入や共同販売といった活動を行うとともに、経済協同組合の設立を促進し、既存の経済協同組合などと関係を結ぶことを求めているが、エルトゥルは、とりわけ職能協同組合が個々の経済協同組合と結び付くことの重要性を指摘している。エルトゥルによれば、職能協同組合と個々の経済協同組合が結び付いてネットワークを作ることで、経済協同組合にとって最も難しい販路の形成や販売の組織化も可能になり、また単独の経済協同組合よりも市場においてより良い条件で取引できるようになる⁷⁶⁾。このようにエルトゥルは、職能協同組合と経済協同組合がネットワークを形成することの重要性を強調し、法案の目的は、国家全体に農業組織網を形成することにあると論じているのである⁷⁷⁾。

第一章で検討したように、職能協同組合設立法案が提出された19世紀末のシスライタニアでは、農業結社が農業組織の中心を成していた。しかし、エルトゥルの意見を参考するならば、任意加入に基づき、農業知識の収集と普及を主要な活動とする農業結社は、組織率、機能、資金などの面で不十分であり、農業利益代表の点でも、経済活動の点でも、もはや農業住民が必要としている機能を果たせないのであった。また共同での経済活動を可能にする経済協同組合は、法案説明が示すように、農業住民が苦境を克服するための有効な手段と考えられていた⁷⁸⁾。しかし、経済協同組合の設立は、農業領域においては緒についたばかりであり、それを推進することが期待された農業結社自体も、地域によって普及状況に大きな差があった。

このような状況で提出された職能協同組合設立法案は、農林業経営に用いられている土地の所有者全員に加入義務を課して、裁判郡と領邦という二つのレベルで職能協同組合を設立し、また会員から土地税に応じた会費を徴収することを定めた。これによって同法案は、従来の農

73) Ibid., pp. 10-11.

74) Ibid., pp. 14-15.

75) Erläuternde Bemerkungen, p. 2.

76) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," pp. 507-508.

77) Ibid., p. 505.

78) Erläuternde Bemerkungen, pp. 1-2.

業組織が抱えた組織率、資金、地域的偏差の問題を克服する、新たな農業組織を創設しようとするものであったといえる。そして、エルトゥルの議論を参考するならば、同法案は、職能協同組合を通じて共同での経済活動を推進するのみならず、各裁判郡、各領邦の職能協同組合を結節点にして、任意加入の協同組合だけでは不可能なシスライタニア全域に広がるネットワークを形成することで、市場における農業経営者の立場を強化して販売条件を改善し、農業経営の収益増加を目指すものであったと考えられる。

上述したように、ターフェもエルトゥルも、当時の農民の苦境は、海外の農産物との競合によってのみ生じたわけではなく、高利貸し・投機・仲介業者の存在やカルテル・トラストの形成など、当時の市場経済に伴うさまざまな問題にその原因があると認識していた。エルトゥルが、職能協同組合が無秩序な市場に影響を与えるべきと述べ⁷⁹⁾、ターフェが、法案で示された課題を遂行することで、職能協同組合は農民を資本への依存から解放すると述べていることからも⁸⁰⁾、シスライタニア全域の農業経営者を職能協同組合に組織することによって、市場をめぐる国際競争の影響を緩和するだけではなく、当時の市場経済に伴う諸問題をも解決することが目指されたといえよう。

第二節 職能協同組合の行政上の意義と国家との関係

第一節で示したように、営農家の職能協同組合法案が作成された背景には、強い経済的動機が存在した。しかし、ターフェが、1893年の法案は、国民経済的動機とともに国家行政上の動機に基づいて作成された、と述べているように、職能協同組合には国家行政においても一定の役割を果たすことが期待されていた⁸¹⁾。

まずターフェは、中央機関と農民の間を仲介する役割は、従来農業審議会や私的な農業協会が部分的に果たしてきたが、これらの組織は組織率が低いため役割を果たすには不十分であり、また農業審議会は機能的ではなく、費用もかさむと指摘する。そして、新たな職能協同組合こそ中央機関と農民の間を仲介するのに適切であり、また政府は、職能協同組合によって法を施行するのに適した組織を獲得することになると述べる。ターフェによれば、これまでも農業利益を守るために一連の素晴らしい行政命令（narízení）が存在したにもかかわらず、紙の上の法令にとどまってきた。というのも、従来の執行機関である郡庁は十分な能力を有さず、また扱う領域が広すぎて監督することは不可能であり、さらに自治体長も大抵は必要な自覚やエネルギーを欠くからである⁸²⁾。このようにターフェは、従来の農業組織や執行機関の問題を指摘した上で、加入義務制の職能協同組合は、中央機関と農民の間を仲介する組織として機能し、行政上一定の役割を果たすと論じているのである。

エルトゥルの発言からも、職能協同組合設立の背景に、国家行政上の動機が存在していたことが見て取れる。エルトゥルによれば、国家が担う経済行政上、農業行政上の課題は急速に増加しているが、国家機関だけでは全てを遂行することはできない。国家はこうした課題を共に

79) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," p. 510.

80) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 11.

81) Ibid., p. 5.

82) Ibid., p. 5.

遂行してくれる専門的自治組織（odborné samosprávné korporace）を必要としており、職能協同組合こそその役割を担うことができるとするのである⁸³⁾。

既に農制廃止直後の1849年にウィーンで開催された農業会議において、農業・鉱業省が村落自治体ごとに農業結社を設立し、国家の行政機能の一部を委託するよう提案していた。しかし、会議の参加者の多数派が、農業結社はあくまで自由な結社であるべきとして、この提案に反対したこともあり、実現されなかつた⁸⁴⁾。19世紀後半に国家の経済・農業行政上の課題が増加してゆくなかで、農業審議会が一部の領邦に設立されたが、19世紀末には、全ての領邦で裁判郡と領邦という二つのレベルで職能協同組合を設立して、行政的機能を担わせるという構想が現れたのである⁸⁵⁾。

上述したように、ターフェとエルトゥルは、従来の農業組織の組織率の低さを問題としたが、エルトゥルがそれと並んで当時の農業組織の編成を問題視したのは、新たな農業組織に行政上の役割が期待されていたこととも関係しているだろう。第一章でシスライタニアの農業組織について検討したが、農業審議会や農業協会をはじめとする当時の農業組織について、エルトゥルは領邦ごとに編成が異なり「非組織的」であると批判して、計画に基づく組織の必要性を強調した⁸⁶⁾。ターフェが、「中央行政は、職能協同組合が統一的基盤に基づいて設立されることに、疑う余地のない関心を持っている」と述べていることからも、とりわけ中央行政が、帝国法に基づいた統一的組織を求めていたことが分かる⁸⁷⁾。シスライタニア全域に、統一的な組織を設立することは、上述したような経済的動機のみならず、行政的動機からも必要とされたと考えられよう。

このように職能協同組合には行政的機能が期待され、さらに第二章で示したように、法案は領邦協同組合委員会への農務省の代表の参加をはじめとして、国家行政に比較的大きな影響力を認めた。但し、ターフェは職能協同組合には広範な自治が与えられるべきと述べ⁸⁸⁾、また従来の農業協会、農業結社に対する国家の影響力の弱さを指摘していたエルトゥルも、職能協同組合を「自動的組織」と呼んでいる⁸⁹⁾。つまり職能協同組合は、国家行政と連携する必要があるものの、完全にその統制下に置かれるべきとは考えられていなかったことに注意する必要がある。

国家と職能協同組合の関係に関連して、エルトゥルは、人々が連合することは重要であるが、最も大きな人々の連合体（spolčení）である国家は、経済の領域において全てを行うことはできないとする。そして、国家がすべきことは自助、つまり強力な協同組合の形成を支援することであり、国家は営農家の職能協同組合設立法案によって自助の機会を与えると論じているのである⁹⁰⁾。

83) Zřízení stavových společenstev zemědělců, p. 10.

84) Černý, "První ministerstvo zemědělství," pp. 162–164.

85) 農務省の機能拡大については、Herz, "Geschichte der agrarischen Verwaltung," pp. 559–560.

86) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," p. 495.

87) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 7.

88) Ibid., p. 10.

89) Ertl, "Versuche einer Agrarreform," p. 488. さらにエルトゥルは、職能協同組合と、官僚的機関であるブロイセンの農業会議所とは異なるとも述べている。Ibid., p. 505.

なぜ国家が全てを行うことができないのか、エルトゥルは具体的に述べていないが、職能協同組合が「自治的組織」とされ、それによって「自助」の促進が目指された理由は、大きく二つ考えられる。ひとつは、上述したように、国家機関には急速に増加する経済行政上、農業行政上の課題全てに対応する力がないこと。もうひとつは財政上の理由である。第二章で述べたように、従来国家は、農業協会や農業審議会に助成金を交付し、これらの組織や農業結社の活動を支援していた。しかし、ターフェは、農業審議会の問題のひとつとして費用がかかりすぎる点を挙げ⁹¹⁾、エルトゥルも、従来の助成金政策の非効率性、無計画さとともに、農業組織の助成金への依存を問題視している⁹²⁾。実際に農業審議会の財政にとって、国家助成の重要性は高かつた⁹³⁾。しかし、19世紀後半のシスライタニアにおいては、いかに財政赤字を削減するかが大きな課題となっており、農業に対する助成金も、1880年代には1870年代と比べても低い水準に抑えられた⁹⁴⁾。ターフェやエルトゥルの批判をこうした状況と照らし合わせると、職能協同組合があくまで「自治的組織」とされ、「自助」の促進が求められた背景には、国家の財政的負担を抑制しようとする意図も働いていたと考えられる。

以上検討したように、職能協同組合の設立が目指された背景には、経済的動機と並び、統一的な基盤に基づく農業組織をシスライタニア全域に設立し、それに行政的機能を担わせようとする行政上の動機が存在した。但し、それを国家の完全な統制下に置くのではなく、「自治的組織」と位置づけ、それを通じて「自助」を促進することによって、国家の行政的・財政的負担を抑制することも同時に意図された。つまり職能協同組合設立法案は、国家の負担を抑えつつ、国家と連携し、農業行政も委託しうるような農業組織のシステムを構築することを目指したといえよう。

おわりに

19世紀後半のシスライタニアでは、さまざまな農業組織の形成が進んだ。そのなかでも18世紀後半から設立が始まった任意加入の農業結社は、農業知識の収集と普及を主要な活動とし、19世紀後半には領邦ごとに普及状況やその編成に差異を伴いながらも、農業組織のなかで最も普及した。そして、国家も農業結社の支援を課題とする農業審議会を設立し、助成金を配布するなどして農業結社を支援し、農業結社は農業政策においても中心的な役割を果たしていた。

しかし、農業不況の影響がシスライタニアにも及び、収益の減少、農地の差し押さえや強制売却に苦しむ農業従事者が増加するなかで、1893年にターフェ内閣によって、加入義務制の営農家の職能協同組合を設立するための法案が、帝国議会に提出された。法案説明によれば、同

90) *Zřízení stavových společenstev zemědělců*, pp. 6, 16.

91) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 5.

92) *Zřízení stavových společenstev zemědělců*, p. 9; Ertl, "Versuche einer Agrarreform," pp. 508–509.

93) 例えば、ボヘミアの農業審議会チェコ・セクションの場合、1892年から1899年の総収入に占める国家助成、領邦助成、独自収入の割合は、それぞれ46.65%、28.95%、24.60%であった。J. Šousa, *K vývoji českého zemědělství na rozhraní 19. a 20. století*, Praha, 1986, p. 82.

94) "Erläuterungen zum Voranschlag des Ackerbau-Ministeriums für das Jahr 1880," in: *Entwurf des Finanzgesetzes und Staats-Voranschlag für die im Reichsrathe vertretenen Königreiche und Länder für das Jahr 1880*, Wien, 1879, pp. 2–3; J. Wysocki, *Infrastruktur und wachsende Staatsausgaben. Das Fallbeispiel Österreich 1868–1913*, Stuttgart, 1975, pp. 135–137, 240.

法の目的は農業職能身分の組織化を進め、農業経済協同組合を振興することにあった。

加入義務制の職能協同組合設立法案が作成された背景には、従来農業組織の中心であった任意加入の農業結社、およびそれを基盤とする農業審議会は、組織率、機能、資金などの面で不十分であり、農業利益代表の点でも、経済活動の点でも、もはや農業住民が必要としている機能を果たせないという認識が存在した。また当時のスラヴィタニアでは、経済協同組合が農民の窮状を救う有効な手段と考えられていたが、その設立は緒についたばかりであった。職能協同組合設立法案は、農業経営に用いられている土地の所有者全てに加入義務を課し、また会員から土地税に応じた会費を徴収することで、従来の農業組織が抱えた組織率、資金、地域的偏差の問題を克服する、新たな農業組織を創設しようとするものであった。そして、職能協同組合を通じて共同での経済活動を推進するとともに、同組合を結節点にしてスラヴィタニア全域に農業組織のネットワークを形成することで、市場をめぐる国際競争の影響を緩和するだけではなく、市場経済のもとで生じた諸問題をも克服することが目指された。

職能協同組合には同時に、従来組織率の低い農業審議会や農業協会によっては不十分にしか果たされてこなかった、国家と農業住民を仲介する役割を果たし、国家が担う経済行政上・農業行政上の課題を共に遂行することが期待された。但し、職能協同組合には国家行政と連携することが求められたものの、同組合を完全に国家行政の統制下に置くのではなく、「自治的組織」とすることによって、国家の負担を抑制することも同時に目指されたのである。

1893年の職能協同組合設立法案は、従来の農業結社や農業審議会の設立・支援を中心とする農業政策と比較すると、以下のような特徴を有すといえる。

第一に、農業協会や農業審議会の設立が領邦ごとに進められたのに対し、同法は、職能協同組合をスラヴィタニア全域で統一的な形で設立することを目指した。第二に、加入義務を課すことによって、一部の農業経営者ではなく、全ての農業経営者をひとつの組織にまとめ、その組織と国家が緊密に連携することを目指した。第三に、共同での経済活動を主要な課題とする加入義務制の組織を設立することで、国家が農業経営者の経済活動により直接的に関与しようとする姿勢を示した。この第二と第三の点からは、国家と住民との間に、より緊密な関係を打ち立てようとする方向性が見てとれる。そして第四に、国家と連携する組織を、「身分」に基づいて設立しようとした。スラヴィタニアにおいては、1848年革命期に隸農制が廃止され、1867年には「全ての国家市民（Staatsbürger）の法の前の平等」という原則に基づく「12月憲法」が発布されるなど、19世紀を通じて旧来の身分制秩序の弛緩・解体が進んでいた⁹⁵⁾。しかし、職能協同組合法案は、「農業職能身分」の組織化を目的として提出された。この身分に関連して、エルトゥルは、経済的利益や関心を共有するものとして身分の組織化の必要性を論じ⁹⁶⁾、またターフェは、大土地所有者や農民など階級間の調和をもたらすためにも、農業身分の組織化が重要であると述べている⁹⁷⁾。従って、職能協同組合法案で問題とされている身分は、旧来の身分とは同一ではなく、経済的利益の同一性に基づく集団、階級を超える集団といった新た

95) 「12月憲法」については、Urban, *Die tschechische Gesellschaft*, vol. 1, pp. 322-325.

96) Zřízení stavových společenstev zemědělců, p. 7.

97) Taaffe, *O závazných společenstvech rolnických*, p. 7.

な意味を付与されていると考えられる。19世紀後半にはカトリック思想家などの間で、職人、商人、農民など自然な身分によって有機的・社団的な社会を構成し、自由主義社会の問題を克服しようとする思想が生み出されていた⁹⁸⁾。こうした思想と職能協同組合との関連について、本稿で検討することはできないが、会費さえ払えば誰でも加入できた農業結社にかわり、国家と連携する組織を、新たな意味を付与された身分に基づいて設立しようとする同法案からは、国家を従来とは異なる原理に基づいて編成しようとする方向性を見て取ることができる。

営農家の職能協同組合設立法案に先立って、ターフェ内閣のもとで1889年に制定された中規模農地の分割を制限する帝国法が、従来の農業政策からの転換を告げるものであったと既に述べた。上述したような特徴を有す職能協同組合設立法案は、農業政策の転換にとどまらず、国家と住民との関係を大きく再編することを目指すものであったといえる。

こうして1893年に提出された営農家の職能協同組合設立法案は、1880年代以降農業従事者の間で政治への関心が高まり、農業利益代表組織をめぐる議論が活発化していたこともあり、大きな反響を呼び起す。そして、ネイション、階級、職業、地域、政治方針などに基づいて多様な政治主体が形成されつつあったシスライタニアでは、加入義務制の可否、職能協同組合の活動内容、帝国法で同組合を設立することの妥当性、同組合と国家との関係、加入義務を課す範囲、同組合の編成と農業審議会や農業結社との関係などを主な争点として、法案をめぐる活発な議論が展開される。同法案をめぐっていかなる議論が展開され、最終的にどのような法案が成立したかを検討することを通じて、世紀転換期のシスライタニアにおいて国家や社会がどのように構想され、国家構造と社会組織の関係の再編がいかに進展することになったのかを明らかにすることが、筆者の次の課題となる。

(原稿受理日 2015年9月20日)

98) オーキー『ハプスブルク君主国』316頁。